

平成 25 年 5 月 29 日

福島県産業復興相談センター

福島産業復興機構による債権買取の第 15、16 号案件の決定について

今般、福島県産業復興相談センターからの債権買取要請に基づき、福島産業復興機構において、債権買取の第 15、16 号案件を決定しましたので、お知らせいたします。

二重債務問題への対応については、平成 23 年 11 月 29 日（火）、被災事業者の支援にかかる相談体制を構築するため、福島県中小企業再生支援協議会（公益財団法人福島県産業復興センター内）に「福島県産業復興相談センター」を開所しました。また、同 12 月 28 日（水）には、被災事業者の早期の事業再生を支援するため、県、地域金融機関と独立行政法人中小企業基盤整備機構の共同出資により、「福島産業復興機構」を設立しました。

福島産業復興機構では、以下の事業者について、既往債権者との間で債権譲渡契約を締結した後、被災前から負っていた債務にかかる債権の買取等を行い、その元利金の返済を一定期間棚上げすることによって財務内容の改善を図り、金融機関からの新たな資金調達を支援します。

▽事業者・支援の概要

○ 第 15 号案件（平成 25 年 5 月 27 日決定）

福島県中通り地方の宿泊施設。従業員数 4 名。震災により施設設備が損傷。

被災後、グループ補助金等により最低限の設備を修復したが、原発事故による風評被害等の影響により売上が縮小する等、収益が大幅に悪化した。

風評被害の緩和に伴い、足元の業績は回復傾向にあるものの、既往の金融債務負担が重く、再建の障害となっていることから、震災前の債務について買取支援を行うもの。新規融資については、地元信用金庫が支援。また、買取対象債権には地元信用金庫のほか、政府系金融機関の金銭債権が含まれる。

○ 第 16 号案件（平成 25 年 5 月 28 日決定）

福島県中通り地方のスポーツ用品販売業者。従業員数 2 名。直接被害は軽微であったものの、震災および原発事故の影響で屋外スポーツの自粛等が続き、スポーツ関連

用品の売上が大幅に減少するなど多大な損害を被った。

屋外スポーツの自粛緩和に従い、足元では業績は回復傾向にあるものの、既往の金融債務負担が重く、再建の障害となっていることから、震災前の債務について買取支援を行うもの。

新規融資については、地元地銀が支援。また、買取対象債権には地元地銀のほか、政府系金融機関の金銭債権が含まれる。

以 上